

茨城工業高等専門学校教職員表彰規程

令和8年5月26日
制 定

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育、研究、学生指導、社会貢献及び国際交流等の各分野において顕著な功績を挙げた教職員を表彰することにより、本校の教育研究活動等のさらなる活性化及び教職員の意欲向上を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 表彰の対象は、本校の教職員とする。

(表彰の基準)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 優れた教育実践等により、本校の教育水準の向上に貢献した者
- (2) 専門分野の研究や実践的な技術開発等において、優れた成果を挙げた者
- (3) 課外活動や生活指導等を通じて、学生の健全な育成に特に尽力した者
- (4) 産学官連携、地域貢献又は国際交流に尽力し、本校の社会的評価を高めた者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学校運営等において特に顕著な功績があったと認められる者

(候補者の推薦)

第4条 運営会議の構成員は、前条に規定する表彰の基準に該当すると認められる候補者を、推薦書（別紙様式第1）により校長に推薦することができる。

(被表彰者の選考及び決定)

第5条 被表彰者の選考は、運営会議において行う。

2 校長は、運営会議の選考に基づき、被表彰者を決定する。

(表彰の方法及び時期)

第6条 表彰は、校長が表彰状（別紙様式第2）を授与することにより行う。

2 表彰は原則として毎年1回行う。ただし、校長が必要と認めるときは、その都度行うことができる。

(公表)

第7条 校長は、表彰を行ったときは、その功績を称えるため、学内外に公表するものとする。

(事務)

第8条 表彰に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則（令和8年5月26日制定）

1 この規程は、令和8年5月26日から施行する。

2 茨城工業高等専門学校職員表彰規則取扱要項（昭和50年7月10日制定）及び茨城工業高等専門学校職員表彰規則取扱要項の運用に関する申合せ（平成23年1月25日運営会議承認）は、廃止する。

附 則（令和８年７月２２日一部改正）

この規程は、令和８年７月２２日から施行し、令和８年５月２６日から適用する。

(別紙様式第 1)

(元号) 年 月 日

茨城工業高等専門学校長 殿

(推薦者)

職 名 :

氏 名 :

推 薦 書

茨城工業高等専門学校教職員表彰規程第 4 条の規定に基づき、顕著な功績があったと認められる者として、下記の者を推薦します。

記

被表彰 候補者	職 名	
	氏 名	
表彰該当区分 ※(1)～(5)のいずれかに○を付してください。		(1) 優れた教育実践等により、本校の教育水準の向上に貢献した者 (2) 専門分野の研究や実践的な技術開発等において、優れた成果を挙げた者 (3) 課外活動や生活指導等を通じて、学生の健全な育成に特に尽力した者 (4) 産学官連携、地域貢献又は国際交流に尽力し、本校の社会的評価を高めた者 (5) 前各号に掲げるもののほか、学校運営等において特に顕著な功績があったと認められる者
推 薦 理 由		

(別紙様式第2)

表

彰

状

氏名

殿

あなたはこのたび

○○○○○○○○○○

(その功績は顕著であり) ましたよって

ここに表彰します

(元号)

年

月

日

茨城工業高等専門学校長

○○○○○

印